

美幌町パブリックコメント手続条例に係る令和7年度の実施状況結果について

資料2

1 パブリックコメントの実施状況

令和7年度は、6つの案件でパブリックコメントを実施し、2つの案件でご意見(8件)をいただきました。

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当部署	趣旨・背景	意見結果
1	美幌町過疎地域持続的発展市町村計画(素案)	令和7年10月1日(水)～ 令和7年10月30日(木)	財務グループ	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき美幌町が過疎地域として指定を受けており、現行の美幌町過疎地域持続的発展市町村計画が令和7年度で期限を迎えることから引き続き、過疎地域の「持続的発展」を図るため、新たな計画を策定するものです。	1件のご意見をいただきました。
2	美幌町義務教育学校基本構想(案)	令和7年12月16日(火)～ 令和8年1月26日(月)	教委・総務グループ	美幌町では、小中一貫教育の推進にあたって、令和13年度に施設一体型の義務教育学校の開校を目指し準備を進めています。美幌町が目指す小中一貫教育や義務教育学校の整備についての基本的な考え方を「美幌町義務教育学校基本構想」としてまとめるものです。	7件のご意見をいただきました。

美幌町パブリックコメント手続条例に係る令和7年度の実施状況結果について

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当部署	趣旨・背景	意見結果
3	美幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)	令和8年1月15日(木)～ 令和8年2月13日(金)	児童支援グループ	<p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、同法により児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部が改正されました。</p> <p>この改正により、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までの子どもを対象に、保護者の就労要件にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度である「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」に対応した給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、令和8年4月から開始されます。</p> <p>本給付制度の対象となる事業者は、市町村が条例に定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、令和8年度からの制度開始に向け、本町の基準を条例で定めるものです。</p>	ご意見はありませんでした。
4	美幌町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)	令和8年1月20日(火)～ 令和8年2月20日(金)	健康推進グループ	<p>美幌町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、平成27年度に美幌町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。令和6年に「新型インフルエンザ等政策行動計画」、令和7年に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に伴い、本町においても新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針や町が実施する措置等を見直し、国、北海道、関係機関等と連携、協力し総合的な対策を推進していくために本計画を改定します。</p>	ご意見はありませんでした。
5	第5次美幌町行財政改革大綱(案)	令和8年1月27日(火)～ 令和8年2月26日(木)	政策統計グループ	<p>本町では、持続可能な行政改革を行うため、昭和61年に「美幌町行政改革大綱」を策定し、以降、時代に即した行政改革に取り組んでまいりました。</p> <p>今後においても、社会情勢の変化や歯止めのかからない人口減少、急速に進むデジタル化などの環境変化に的確に対応しながら、限られた資源・人材を活用した行財政運営が求められる情勢に対応するため、行財政改革に取り組んでいくことが必要となっています。</p> <p>そのため、行財政運営が適切に行われているかを確認するための基準として、紐づけた各種計画の進捗管理を行う「行財政運営警戒アラート」という新たな仕組みを盛り込んだ、2026年度から2035年度を計画期間とする「第5次美幌町行財政改革大綱」を新たに策定しました。</p>	ご意見はありませんでした。

美幌町パブリックコメント手続条例に係る令和7年度の実施状況結果について

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当部署	趣旨・背景	意見結果
6	第2次美幌町空家等対策計画(案)	令和8年1月27日(火)～ 令和8年2月26日(木)	政策統計グループ	<p>本町では、少子高齢化や人口減少及び家族構成の変化や建物の老朽化などに伴い、長期間使用されない「空家等」が増加し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが見込まれることから、空家等の発生抑制や危険な空家の解消を促すなど、空家等対策を総合的かつ計画的に進めるため、2019年3月に「美幌町空家等対策計画(第1次計画)」を策定しました。</p> <p>その後、第1次計画に基づき空家等対策を推進してきましたが、第1次計画策定以降の社会情勢の変化や、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正による新たな制度等に対応し、より実効性の高い空家等対策を推進していく必要が生じたことから、空家等に関する対策をさらに進化させることを目的として、計画期間を繰り上げて「第2次美幌町空家等対策計画(2026年度～2035年度)」を策定しました。</p>	ご意見はありませんでした。